

論 説

一九世紀プロイセンにおける農地賃貸借法(二・完)

木崎 安和

目 次

はじめ

- 第一章 農場の構成部分とその委譲形式
- 第二章 A L R における賃借人の権利義務——使用収益権に即して(以上本誌三二十五号)
- 第三章 契約における賃借人の権利義務——若干の農場構成部分に即して(以下本号)  
小括

### 第三章 契約における賃借人の権利義務——若干の農場構成部分に即して——

前章では賃借人の権利義務に関するALRの規定を、一定の範囲で当時の契約内容にもふれつつ、使用収益権に即して見てきたが、本章では、そのような法律による規制に対し、当時の契約がどのような規制内容を有していたかを次の三点にしぼって検討する。第一は、地力の維持・保全をはかるために、貸貸人が契約期間中に賃借人の経営管理をどのように規制しようとしていたかという問題であり、第二は、賃借人による費用支出(修繕や土地改良投資など賃借不動産に対する出捐)がどのように処理されていたかという問題、第三は返還時における価値調整という問題である。そしてこれらの諸点を、第一章で明らかにされた農場の構成部分のうちの耕地(及びその地力とのかわりで肥料用素材や農産物)、排水設備、耕地属具に即して検討することにしたい。第一節では、耕地の利用方法の規制が農場産出物販売の自由の問題とともに論じられる。第二節では、当時の土地改良の中心にあった排水設備の法関係が、第三節では耕地属具に関する契約内容が、論じられる。

#### 第一節 経営管理の自由制限とその変化——耕地に即して——

(一) 「農場の引渡しとともに、賃借人は、契約に基づいて賃借農場の利用・経営管理を引き受ける」<sup>(1)</sup>。他方、賃借人は法律上、賃借農場をすべての項目を通じて利用可能な状態で維持する義務を課せられていた。本節では、特に耕地Ackelandを取り上げ、当時の契約が、耕地の収益能力 Ertragsfähigkeit を維持・向上させるという目的の下に、

賃借人の経営管理の自由をいかに規制していたかを検討する。

(1) 一九世紀中葉までの農場賃貸借契約においては、耕地の経営管理につき一般的傾向として、次のような諸規制がなされていたようである。<sup>(2)</sup>

(1) 土壤の植物栄養素の維持・向上をはかるため、一定頭数の家畜の維持義務、一定の作物の栽培義務や逆に栽培制限、施肥義務、一定の農産物の売却禁止などが規定されている。すなわち、①賃借人は一定の植物、特に飼料作物を毎年一定の範囲で栽培しなければならず<sup>(3)</sup>、②飼料を肥料に変えるために十分な量の家畜を維持すべきであり、③土地を強く疲弊させる商品作物（換金作物 Handelsgewächse）の栽培を一定量に制限される。<sup>(5)</sup>④賃借人は、一定の耕区に一定量の厩肥を施肥すべきものとされ、他方、石灰又は泥灰土の施肥を禁じられる。さらに⑤賃借人は、地力維持のため、麦蒿、干し草、肥料などのほか蕪 Rüben や馬鈴薯の譲渡を禁じられる。<sup>(7)</sup>また肥料を賃借農場以外の土地へ撒出・施肥することも禁じられる。<sup>(8)</sup>

(2) これも地力維持をはかるためであるが、土地の耕作につき、⑥賃借人は「良好な」耕作を要求され<sup>(9)</sup>、当該耕地をいつどれほど深く犁耕すべきか等が規定され<sup>(10)</sup>、深耕が義務づけられる場合もある。さらに、⑦賃借人は毎年耕地面積の一定部分を完全に又は半ば休耕にしておくことを義務づけられる。<sup>(11)</sup>

(3) これまた地力維持のため、⑧賃借人は規定された輪作 Rotationen（作付順序 Fruchfolgen）を守らなければならぬ。<sup>(12)</sup>

(4) 賃借人は土地の著しい変更を禁止される。すなわち、⑨賃借人は耕区の境界の移動を禁止される。<sup>(13)</sup>また⑩賃借人は、耕地を採草地又は放牧地に、また逆に採草地又は放牧地を耕地に、耕地を森林に又は森林を耕地に等々、転換

説することを禁止される<sup>(14)</sup>。

かくして我々は、一般的に言って、一九世紀の中葉までの農場の賃貸借契約においては、賃借人の経営管理の自由が、貸貸人の地力維持の要請の下で、ALRの規定以上に大きく制約されていたことを知ることができるのである。<sup>(15)</sup>

(3) 以上のような諸規制は、ほぼ一九世紀中葉までの農業生産力の水準—耕作方式を、そしてまた植物栄養素に関する当時の学説—「有機質（腐植）説」＝「フムス説」Humustheorieを前提としているように思われる。ブロイセンにおいて農業経営は、すでに一九世紀前半期に純粹三圃制からかなりの規模で脱却しており、ほぼ一九世紀を通じて一般的な耕作様式は改良三圃制農法あるいは規制穀草式農法である（休閑地を消滅させるに至っていない）といわれている<sup>(16)</sup>。かかる段階にあって、とりわけ「一八四〇年以前の農業」は、リーピヒ Justus v. Liebigによれば、「休閑」と「厩肥」と「輪作」＝「作物交替」とによって特徴づけられ、それらを経験的に基礎づけているものが「フムス説」である<sup>(17)</sup>。先に述べた契約の諸規制は、こうした段階における、地力維持をはかるうとする地主側の要請の現われと考えられよう。

しかし、いわゆる「リーピヒの時代」（一九世紀第三・四半期）において、厩肥の排除と輪作の廃止を主張し「無機肥料によつて『同一の耕地で、休閑なしに、しかも地力を枯渇させることなく、同じ作物を農業者の意志と必要に応じて栽培できる』と信じた<sup>(21)</sup>」リーピヒの考えが、普及するに至る<sup>(22)</sup>。また現実にも、すでに「一八四〇年代には新しい購入肥料として、グアノやチリ硝石、カリなどが投入され<sup>(24)</sup>」ていたが、一八五五年のドイツ最初の過磷酸肥料工場の誕生<sup>(25)</sup>などを経て、「〔一九世紀後半には〕カリーオン酸肥料使用を実地に拡大するのを妨げるものがなくなつた」。他方、甜菜作の導入はドイツ農業の集約化に強力な刺激を与えた<sup>(27)</sup>。甜菜作は、砂糖生産による利益をもたらすだけではなく、

飼料供給の拡大（甜菜葉や搾りかす）→家畜飼育の拡大（→畜肥の増大→採草地の耕地への組入れ<sup>(28)</sup>）を可能にし、また十分な肥培管理と肥料（畜肥の他に多量の購入肥料とくに磷酸肥料<sup>(29)</sup>）を必要としたので、甜菜後作物の収量を高めることになり高収益をもたらした。「甜菜はドイツの集約的農業の標準作物であり、シンボルであつた」。

こうして今や、以上のようなドイツ農業の発展の中で、貸借人の経営管理の自由を大きく制約する契約条項に対する批判が展開され、また例えば次のようない提案がなされてくる。すなわち、「原則として耕地の耕作、施肥、経営管理は解放されるべきである」「肥料、麦藁、粗飼料は農場からの搬出・譲渡を禁止されるが、土地資本の確保のための補填の約定の下で、一定の例外が許される」「馬鈴薯や蕪の売却は、カリおよび磷酸の十分な補填を条件として許される」「原状回復することを条件に耕作方法の転換は許される」「耕区の境界の維持は義務づけられない」等々の諸原則が、従来の契約条項を改革する提案として主張されてくる。<sup>(30)</sup>かくして一九世紀後半以降、経営管理に対する法ないし契約による規制にも変化が生じてきたのではないかと推測される。」の点を、農場産出物の販売制限の規定について、次に検討しておきたい。

四 すでに述べたように、ALR I21 § 451 は麦藁等や肥料の売却を絶対的に禁止していたし、多くの契約は、そして『アロイセン一般約定』第九条Bも、馬鈴薯や蕪をこの規制に服させていた。<sup>(31)</sup>

まず、ALRによる肥料用素材販売の絶対的禁止は、一九世紀の後半になつて判例によって緩和されてくる。一八五五年二月九日、ALR I21 § 451 についてベルリン最高裁判所 Ober-Tribunal は、一審・二審の見解を否定して、次のように判示した。「貸借人側の麦藁および肥料の違法な売却は、麦藁や肥料の価値を請求する権利を貸貸人に与えるものではない。むしろ貸貸人は、これによつて耕作・施肥状態につき生じた損害の賠償を請求する権利が与えら

説  
れる」と。つまり、肥料用素材の違法な譲渡にもかかわらず施肥状態が悪化しないままである場合、たとえば人造肥料によつて施肥状態が維持された場合には、賠償請求権は貸借人に生じない、としたのである。判決の示したこの原則はその後も繰り返し認められており<sup>(34)</sup>、しかも ALR 121 § 451 の規定が貸借契約に取り入れられた場合でも、この原則が承認されている。<sup>(35)</sup> こうして、ALRによる肥料用素材の絶対的な譲渡禁止は、判例を通じて、「このために」〔農業經營上の施肥状態の維持のために〕必要な限り<sup>(36)</sup>における譲渡禁止へと緩和されていったのである。我々は、こうした動向の背後に、一九世紀における購入肥料の投入という農業集約化の動きと「無機質説」の影響を見てみると、

以上のようにして、裁判所によつて ALRにおける麦薬や肥料用素材の売却禁止が緩和されていったのであるが、他方、国有農場の貸借においても農場産出物売却禁止の緩和がみられる。すでに一八四〇年四月一七日の通達 Rescript は、国有農場の貸借人に、官庁が貸借人の農場管理に満足している場合には、特別な申請に基づき馬鈴薯および蕪の売却権限を与えた。もともと譲渡は全栽培収穫量の三分の一に制限されていたし、また年々新たに願い出なければならなか<sup>(37)</sup>。ところがその後一九世紀の後半になつて、一八七一年一月九日の通達は、「合理的に經營する」すべての貸借人のために、馬鈴薯および蕪と並んで干し草および麦薬についても、売却権限を全く一般的に拡大した。<sup>(38)</sup> それ以来、国有農場の場合、たしかに貸借人は麦薬やある種の農産物の販売につき県政府の同意 Genehmigungを得なければならぬとされてはいたが、「そのような許可 Erlaubnis の付与により貸借地に不利益を心配しなくともよい場合には」、あらゆる貸借人は、それらの作物を任意の量だけ売却することが許されるようになつた。<sup>(39)</sup> そして今や、植物栄養素の取去りによる貸借地の疲弊は、人造肥料の使用によつて防止されることになつた。かくして「」でも、

十分な量の購入肥料などによる地力維持を条件として、農場産出物売却の自由が事実上かなりの程度まで認められてきた、と評することができよう。

以上の考察から、我々は、ほぼ一九世紀の第三・四半期において、農場産出物販売の自由が、地力維持を条件としてかなりの程度まで認められてきたことを確認することができる。この限りで、「資本の自由」が從来の「土地所有」の制約を一つ克服したと見ることができよう。しかしこのことはまた、「土地所有」が資本主義の展開の中で自らを農業の集約化に対応させていったと理解することも可能であろう。より高い地代を要求する賃貸人＝地主にとつても、地代を低める要素となり得る賃借人＝借地農の經營管理の自由制限の規定は、不都合なものであり得るからである。<sup>(42)(43)(44)</sup>

(四) 農場産出物の販売制限以外の、賃借人の經營管理の自由を制限しようとする契約上の諸規制が、一九世紀後半にいがなる変化をとげていったかについては、今のところ実証することができない。今後の課題とせざるを得ない。

ここでは次のような若干の推測を述べておくことにしたい。一九世紀後半における、一方で、自給肥料として利用されてきた有機質肥料に加えて購入肥料、無機質肥料の大量投入という肥料事情の変化、他方で、甜菜作の導入による本格的輪作体系の確立による多飼料→多家畜→多肥料という連繋の完成、というドイツ農業における資本主義的集約化は、結論的にいえば、賃借人の經營管理の自由制限が貸貸人にとっても不必要的ものないしは賃料を低下させる不都合なものである、との意識を生み出し広めていったと思われる。<sup>(45)</sup>また実際のところ、甜菜栽培に伴なう本格的輪作がみとめられる經營形態では、「休閑地・放牧のための耕地はなくなり、同時に從来の採草地・放牧地は僅かな土地部分に限定され、耕地に転換される」<sup>(46)</sup>とするならば、休閑義務も採草地の耕地への転換禁止も、一九世紀後半の農業集約化の中では、かなりの程度まで意味を失つていったのではなかろうか。

## 第二節 貸借人の費用支出——排水設備に即して——

(+) すでに述べたように、法律上貸貸人は、貸貸農場を良好な使用し得る状態で引渡さなければならず、また、契約期間中も良好な状態に保つ義務を負っていた。それゆえ、通例は修繕義務を負い（もとも農場の貸貸借の場合には比較的小さな修繕は貸借人の義務であった）、貸貸人の義務である修繕を貸借人自身が行なった場合には、貸借人は必要費用としてその償還を貸貸人に請求し得た。このような貸貸人の修繕義務および必要費の償還義務は、当時の契約においてどのような取扱いを受けていたのであらうか。また、貸借人は、貸貸人の同意を得て行なった改良についてその費用の償還を請求し得たし、貸貸人の承諾を得なかつた場合でも有益費償還の認められる場合があり得た。この貸借人の有益費償還請求権は、当時の契約ではどのように取り扱われていたのであらうか。

「近代のほとんどの貸貸借契約は、貸借人があらゆる出捐 Verwendungen・改良についての償還をすべて放棄する旨の規定を含んでいる」。<sup>(47)</sup> これが右の問い合わせに対する一般的な答えである。本節では当時の土地改良 Meliorationen の中心にあつた排水設備 Drainanlagen を取り上げ、これをめぐつて『ブロイセン一般約定』がどのように規定していたかを検討する。

(+) (1) まず、貸貸借開始の際に存在していた排水設備の維持に関しては、『ブロイセン一般約定』第一二条Bは、  
貸借人が全排水設備を、建物や他の設備と同じく、自らの費用でかつ償還請求することなく維持しかつ更新しなけれ

ばならない旨、規定する。<sup>(49)</sup> ここから我々は、排水設備の保守 Instanderhaltung 義務が賃借人に転化されていること<sup>(50)</sup>を知ることができる。「排水設備は、完全に良好な状態で存在する限りで土地の収益能力を高める」が、その維持は「経営者の注意深さによるところが大であつて、その注意深さは……決して細目にわたつて「賃貸人により」監督され得ないものであるといふ」と<sup>(51)</sup>考慮して、当時の論者は、排水設備の保守を、たとえ偶発的事故の場合であつても賃借人の義務であるとする。<sup>(52)</sup> こうして、法律規定の契約における修正が正当化された。<sup>(53)</sup> かかる修繕義務・保守義務の全面的な賃借人への転化は、いうまでもなく農場の維持・保全を基本的要請とする賃貸人の立場の反映であり、当時における賃貸人－地主の優位を示すものであろう。

(2) 次は、賃貸借期間中に新しく排水設備が施工される場合である。『プロイセン一般約定』第一二条Aは、「賃借人は、県政府に対し、いかなる場合においても、従来存在していなかつた建物又は設備の建設の請求権、あるいは、すでに存在している建物又は設備の変更、拡張又は改良の請求権を有さない」と規定する。<sup>(54)</sup> そして一八六二年一二月一日の通達によれば、特別契約において賃借人に新建築物の建造が——国庫の助成があろうとなかろうと——義務づけられる場合、その設備は、官吏による引取り Abname とともに、賃借人の償還請求権なしに、国庫の所有に移転し賃借物に付加される。<sup>(55)</sup> また、Drechsler は、ほとんどの契約が、「賃借人は自ら行なう新しい設備すべてをただ一人で支払わなければならず、それが賃貸人の同意なしで行なわれた場合には無償で残置しなければならずあるいは除去せねばならない」旨を規定していると、指摘する。<sup>(56)</sup> かくして我々は、こうした規定なし指摘から、当時の契約においては、賃借人が新しい設備を自ら施工する場合は自らの費用で行なわなければならず費用償還請求権も認められない、ということが原則であったことを読み取ることができよう。

このような原則の上で、しかしながら注目されることは、一九世紀後半のブロイセンにおいて、大きな資本投下を必要とするが地力を高め地代の上昇をもたらす排水設備の施工が、実質的には賃貸人＝地主によって担われ、賃借人はそのコントロールに服しかつ投下資本の償却や利子払いを義務づけられていたことである。当時、排水設備の施工

につき国庫 Fiskus と国有農場賃借人との間で、ある個別の契約（排水設備の施工に関する契約のための規準 Schema）が締結されている<sup>(57)</sup>。それによれば、排水設備施工のための必要な資材は、県政厅の要求により、指示された製作所から排他的に取得しなければならず、さらに、賃借人は官庁の継続的なコントロールに服し、事前の同意なしには設備の施工において計画又は見積りと相違することは許されない。そして、賃借人が設備の建造を拒絶し又は遅延させる場合には、県政厅は賃借人の費用で建設を継続する権限が与えられる<sup>(58)</sup>。ここから我々は、地力を高め地代の上昇を結果しかつ比較的長期にわたって存続する排水設備については、賃借人＝借地農の改良投資の自由が国庫＝地主によって大きくコントロールされていたことを、見て取ることができよう。

またこの「規準」によれば、土地改良設備の施工のために国庫は国有農場賃借人に必要な資本を与える。この資本に対しても分割払いが賃借人に認められ<sup>(59)</sup>、また、賃貸借期間の満了まで 5% の利払いが賃借人に命じられる<sup>(60)</sup>。いうまでもなく、賃借人が排水設備の費用を単独で負担しなければならない場合には、その費用が、一二年又は一八年の賃貸借期間<sup>(61)</sup>の経過中に収益の増大によって必ずしもあらゆる事情の下で完全に償われるとは限らないので、賃借人はめったに排水設備を施工せず、したがって合理的な土地改良の行なわれなくなることが予測される<sup>(62)</sup>。

Drechsler によれば、この問題に対処するための方法として、一九世紀中葉のドイツにおいては、①賃借人が設備費用を支払い、賃貸借の終了時に、適切な消却率 Absorbingsscale に基づきその時にいまだ漸次償却されていな

い額を再取得する、という方法と、②貸借人が設備費用を支払い、貸借人がこの額に利子払いをしつつ一定の率で漸次償却する、という方法とが適用されていたといふ。そして Drechsler は、前者①の方法が有利性をもつのは貸借人が農業経営のために使用するより以上の資本を有している場合だけであるが、このような場合はめったにない、と述べ、後者②の方法を適用することが両当事者の利益になる、と主張している。<sup>(62)</sup> 結局、プロイセンでは後者②の方法がとられたわけであるが、このことは、先に述べた官序による貸借人のコントロールを考えあわせると、法形式的に貸借人が排水設備の施工を行なった漸次的に費用を負担するとはいえ、排水設備施工の実質的遂行主体＝担い手が貸借人＝地主であることを、示していると言えよう。そしてプロイセンにおいて②の方法がとられたのは、貸借人において高額な排水設備に投資し得るほどの資本蓄積がなされていなかつことによると思われるのである。こうして、一九世紀後半のプロイセンにおける国有農場の賃貸借にあつては、実質的には排水設備の施工が国庫＝貸借人によつて担われ貸借人はそのコントロールに服する、という仕組みが形成されていたように思われる。

〔二〕これまで、当時の土地改良の中心にあつた排水設備に即して、その保守・施工のあり方や費用負担のあり方を『プロイセン一般約定』などがどのように規定していたかを見てきた。この概観から、我々は、当時の契約において借地農の費用償還請求権がすべて否定されていることを確認することができ、またそのような法構造のうちに、地主の借地農に対する優位を見て取ることができる。しかし同時にここで確認しておくべきは、プロイセンの契約においては、土地改良、特に排水設備の施工が実質上は地主によって担われるという仕組みの存在することである。これがおそらくはプロイセンにおける農地賃貸借法・契約の一つの特質であつて、これを経済的に基礎づけていたのは、暗渠排水の導入が要請されるような生産力の発展段階にありながら借地農が自ら土地改良を担い得るほどに資本を蓄積

説していない、という事情であったと思われる。

かくして、一九世紀プロイセンにおける農地貸借においては、少なくとも国有農場の貸借においては、土地改良の最も中心にあった排水設備をめぐって、改良投資を行なう借地農と改良の無償帰属から利得しようとする地主との対抗、という構図を描くことは難しいと思われる。むしろここでは、地代収入に依存する地主が、土地の収益能力を高めより大きな地代収入を得ようとして、一九世紀におけるドイツ農業の発展、農業集約化の動きに自らを対応させつつ土地改良投資を行なうという構図、いわば「地主主導型の土地改良投資」を見て取ることができるのでなかろう。<sup>(63)</sup>

### 第三節 返還時における価値調整——耕地属具に即して——

(+) すでに述べたように、ALRにおいて、施肥、播種および犁耕の価値ないし「いまだ取得されていない耕地の収益」は、耕地属具という観念で把握されていた。そしてこの観念は、農場貸借の終了に際し耕地状態につき価値補償を行なう上で、大きな役割を与えられていた。こうして、すでに一八世紀末において、借地農の投下労働・資本の回収を一定程度保障する論理が用意されていたことは、注目に値する。しかしALRの規定は、貸借人にとっても貨借人にとっても決して適切なものではなかつたようである。<sup>(64)</sup>そのためであろう、一九世紀当時のプロイセンの貸借契約にあっては、耕地属具は売却という形式により貸借人に委譲され、貸借終了時には耕地属具の価値が貸借人

に補償されている。本節では、『プロイセン一般約定』が農場の返還に際して耕地器具をどのように取り扱っていたかを検討する。

(1) 『プロイセン一般約定』第三十五条によれば、農場の返還に際して貸借人は、耕地を經營計画書に従つて通常に耕作し、かつ施肥し、また作物とともに、しかも良好な種子を播いて、返付しなければならない。<sup>(45)</sup> これで返還すべきものとされている耕地器具（耕作労働、施肥、播種）の価値は、当時のドイツの貸貸借にあっては、次の二つの方法によつて算出されていた。すなわち、その価値は①茎の上の果実〔＝未分離果実〕の価値評価によつて決定されるか（茎査定 Halmtaxe）、又は②引渡しの日までに耕地に存在する果実の産出のために支出された生産費の総額が、耕地属具の価値とみなされる。<sup>(46)</sup> このうち当時最もよく使われていた方法は、引渡しまでの生産費を耕地器具の価値とみなしこれを貸借人に償還するという、後者②の方法であり、これがプロイセンでも採用されていた。<sup>(47)</sup> そしてここで耕地器具の価値として貸借人に償還される金額は、Drechslerによれば、①現金の出費、②播種の貨幣価値、③役畜作業の貨幣価値、④施肥の貨幣価値、を補償するものとされた。<sup>(48)</sup> これに對し、『プロイセン一般約定』第三十五条は、おおむね次のように規定している。<sup>(49)</sup>

まず種子について。播種された冬穀は、最近隣の都市の聖マルティン祭（一一月一一日）の市場価格に基づいて、夏穀は四月、五月の平均市場価格に基づいて、支払われる。他種の作物は、最近隣の都市における播種当時の市場価格が、又はその情報が得られない場合には鑑定人の価値評価に基いて、支払われる。

次に、耕作労働についてはそのすべてが補償されるものとみなされる。たとえば、犁〔鍬〕 Haken od.Pflüge は一ヘクタール一回につき九マルクの補償が、犁 Pfluge od.Haken とよる一ヘクタールの馬鈴薯の土嚢 Behäufeln

説  
にのじては六マルクの補償が、壌土機 Krümmer による耕作は犁耕 Pflugart の半分の補償が、与えられる。中耕 Behacken については、支払われた日給が証明され得る限りで補償される。馬鍬〔耕〕 Eggen、地ならし機〔〕による耕作 Walzen、肥料の運搬と散布、排水溝づくりその他の労働の補償は、前述の補償に含まれている、とされる。<sup>(70)</sup>

これに対し施肥に関しては、最終貸借年度において獲得された全肥料を耕地に運び、散布し、すいて埋めることが貸借人に義務つけられており、ただ貸借開始時よりも又は属具として与えねばならないものよりもより多くの土地を新しい厩肥の施された状態で残置した場合にのみ、一ヘクタールにつき一二マルクの運搬賃補償が与えられる。<sup>(71)</sup>

最後に現金の出費に関しては、最終貸借年度における干し草や農作物の収穫のために貸借地の返還までに必要な労働が貸借人に義務づけられることの反面として、その場合の現金出費が証明される限りで補償される。<sup>(72)</sup>

(3) 以上、「アロイゼン一般約定」の耕地属具に関する規定を概観した。ここから我々は、耕地属具に関し、借地農の投下労働・資本の回収がかなりの程度に保障されていたことを知ることができる。しかし、このような償還方式は、決して貸借人に「努力の等価物」<sup>(73)</sup>を与えるものとはなっていなかつたようである。たとえば、注意深い播种であるとなかろうと貸借人はその種子の価格を受け取る。また、犁耕が適時に適當な深さでかつ用意周到に遂行されたかどうかは考慮されず、画一的に一定の価格が支払われる。したがつてこの償還方式では、一方で貸借人の良好な収穫を得るために努力が完全には報いられず、他方で良好とはいがたい耕作であつても補償を受け得ることになる。貸借人は、一定の補償を受けつつも、必ずしも良好な耕作を行なうとは限らないであろう。したがつて、貸借人としては、最終貸借年度において次期の良好な収穫を得るために準備ないし条件整備を貸借人に遂行させるには、このような生産費に基づく償還方式だけでは不十分である。かくしてここに、耕地属具に関し強制的契機(義務づけないし

干涉<sup>(1)</sup>が導入されるを得なくなる。<sup>(2)</sup>耕地属具に関する『プロイセン一般約定』第三十五条は、すでに述べたように一方で耕地属具の補償を規定すると同時に、他方で、耕地を經營計画書に従つて耕作して返還する義務、最終賃貸借年度において獲得された全肥料を耕地に施す義務、干し草や農作物の収穫のために必要となる労働をなす義務、を賃借人に課しており、しかも同条は、県政厅が最終賃貸借年度において耕作労働に関し監督 *Mitaufsicht* することを認め、また県政厅の指令ある場合には後継賃借人が自らの計算で耕作することを認める義務を、賃借人に課している。すなわち、耕地属具に関する当時の契約の規制は、賃借人に対する耕地属具の補償を、同時に、後継賃借人＝新借地農に良好な耕地属具を確保させるための強制的契機<sup>(3)</sup>と結び付けていたのである。そこから我々は、耕地属具に関する契約の規制が、決して賃借人＝借地農の主導によるものではなく、むしろ地代収入を常に——新旧借地農の交替の時期においても——確実ならしめようとする地主の主導によるものである、と理解することができよう。

## 注

- (1) Blomeyer, a. a. O., S. 166.
- (2) 以下は主として Drehslner, a. a. O., S. 142ff. より Blomeyer, a. a. O., S. 170ff. に依る。Drehslner, a. a. O., S. 143—146 では各トーハウスや地方の契約から、經營管理に関する重要な規定が部分的に紹介されている。「プロイセンは〔では〕、『一般約定』第八条、九条、三四条三号から部分的に次の規定が紹介されている。「賃借人は土地を一般通常の方法で利用しなければならない。賃借人は県政厅の同意 Genehmigung なしに、既存の經營計画書 Wirtschaftsplan 又は県政厅の同意 Zustimmung をもつて作られた經營計画書と相違して經營し、飼料獲得又は肥料生産を不利にしてはならない」(a. a. O., S. 145)。だが Preußen § 8(1) は次のよだな規定である。「賃借人は、賃借物を、一般通常の方法で、法的・經濟的原

- 則に従ひて、やの物の収益が消耗されむるのではなく、だけ高められむるやり方で、利用しなければならない。<sup>16</sup>
- また實地入が、力の限り、ある物の形体によつていた損害をやがて、自己の費用で手当しなければならぬ」(Berger, S.72)。
- (3) Blomeyer, a. a. O., S. 170, 179. Drechsler, a. a. O., S. 146.
- (4) Drechsler, a. a. O., S. 146, 184, 285. Blomeyer, a. a. O., S. 170, 179.
- (5) Blomeyer, a. a. O., S. 170, 182. Drechsler, a. a. O., S. 146, 148.
- (6) Blomeyer, a. a. O., S. 170 u. S. 174f.
- (7) Blomeyer, a. a. O., S. 182 u. S. 184f. 「**禁出地に於ける损害を禁止する規則**」無ぶる黒鈴薯が加えられやあた」(a. a. O., S. 185)。Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 146, 160; Preußen § 9 B (Berger, S. 73).『**ブライヤン一般約定**』第九条B に依る本章注(2)参照。
- (8) Drechsler, a. a. O., S. 146. Blomeyer, a. a. O., S. 185 Ann. \*)
- (9) Drechsler, a. a. O., S. 161.
- (10) Blomeyer, a. a. O., S. 171, 174.
- (11) Blomeyer, a. a. O., S. 170, 176. Drechsler, a. a. O., S. 161.
- (12) Blomeyer, a. a. O., S. 170, 177. Drechsler, a. a. O., S. 162.
- (13) Blomeyer, a. a. O., S. 170, 174, 194, 197f.
- (14) Blomeyer, a. a. O., S. 174, 194f. 「以前は、あらゆる人に對して、採草地はいわば耕地の地力維持者とみなされていた」(a. a. O., S. 195)。採草地の耕地への転換を禁止するが、改良三園制の設置による當時の農業によつて、採草地が耕地の地力維持・飼料供給 (=野草の家畜による厩肥化) のために不可欠だったからである。しかし、甜菜の大規模導入による多飼料→多家畜→多肥料という連鎖が確立したとき、採草地は耕地へ転換されていく。たとえば藤瀬・前掲書、四二二頁

参照。

## 19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法 (二)

- (15) たゞ Drechsler, a. a. O., S. 165 Ann. 3) は、「ノーベルだるの契約や「トロイヤーの契約は経営管理にてて賃借人をやめり限り自由に転居」である。」
- (16) 「トムバ説」といふのは、「植物は栄養素を腐植質の有機的・キスの形態で土壤から吸収する」という考え方であり（クレム・前掲書、111頁），これに対するリーゼルの「無機質説」Mineraltheorie がこの批評は、「トムバ」いう有機物が直接植物に吸収されることはなくして、それが他の土分解されてやれた無機質が吸収されると、いふのである（椎名『農学の思想』1111頁）。
- (17) 藤原・前掲書、110九頁、11111頁。
- (18) ニーダーランデスレザーブルク大学 H. Haushofer, Die deutsche Landwirtschaft im technischen Zeitalter, 2. Aufl., 1972, S. 179ff. (111頁・祖田訳『近代ドイツ農業史』158頁以下)，椎名『農学の思想』参照。
- (19) 椎名・回右、111—111頁、168頁。
- (20) 椎名・回右、111—111頁、168頁。
- (21) Haushofer, a. a. O., S. 182 (前掲書、161頁)。
- (22) もう少しのよう表現するだけでは、リーゼルの考え方・思想を誤解することにならう。椎名『農学の思想』は、「彼の農学の本質は、農産物の大部分が都市で消費され、したがって土壤成分が再び土地にかえらない以上、肥料をもつてそれを補充し、自然の循環を維持しなければならない」という点はあつたのである（111頁）、「リーゼルは決して無機肥料万能説だつたのではない」(110頁) ふう。椎名『農業について生産力の発展とは何か』147頁以下も参照。
- (23) Haushofer, a. a. O., S. 181 (前掲書、161頁)。
- (24) ハム・前掲書、15頁。110頁も参照。
- (25) ヤテ・ハク著、大島訳『ヘイシ植物史——1789—1871年』(大月書店、1980年) 151頁。

- 註  
(26) Haushofer, a. a. O., S. 183 (注釋書 161頁)。  
(27) 耕作の導入の影響よりも、ヘム・前掲書 15頁 (Haushofer, a. a. O., S. 95), (前掲書 八八一八九頁) 参照。  
(28) 藤原・前掲書 四二二頁。  
(29) クノイ・前掲書 一五頁。  
(30) Blomeyer, a. a. O., S. 200.  
(31) Blomeyer, a. a. O., S. 185. 本章注 (27) (40) 46頁。

- (32) O. Tr. III v. 9. Febr. 1855, Entschr. 30 S. 93. Koch, II., S. 1025 Ann. 56) 464頁。Vgl. auch Dernburg, II., S. 464 Ann. 16); Förster, a. a. O., S. 261 Ann. 298); Blomeyer, a. a. O., S. 190.  
(33) Förster, a. a. O., S. 261 Ann. 298). Koch, II., S. 1025 Ann. 56) 「この状態 [= 糜烂の施肥状態] が悪化して  
よだる場合は、肥料人は肥料の施肥よりは施肥をやめなさい」 464頁。  
(34) Vgl. Koch, II., S. 1025 Ann. 56).  
(35) Koch, II., S. 1025 Ann. 56); Dernburg, II., S. 464 Ann. 16).  
(36) Förster, a. a. O., S. 261.  
(37) Koch, I., S. 1025 Ann. 56) 本文のより前掲書 15頁。田代の肥料理論では、同じ材料はすぐ再び肥料の形で耕地に  
撒くべきか、撒くべきかなど、時代によつては、「他の肥料たむけたまへ、硫酸、骨粉、灰等々を調達」しなれば  
対し肥料を換金するといふことだが、事情によつては、「さるかに有利でありより有益であるから」と「が知られるようにな  
んだ」 464頁。  
(38) Berger, a. a. O., S. 73 Ann. 1).  
(39) Berger, a. a. O., S. 73 Ann. 1). Vgl. auch Blomeyer, a. a. O., S. 193 Ann. \*). Blomeyer 本文で「されど  
捉縛の可能な農業経営者にあつては、最後の一貨貸借年廻を除く〔馬糞糞や糞の譲渡〕制限する条項は全く必要なし」

(a. a. O., S. 192f.) ふたび、a. a. O., S. 193 Anm. \*) によれば、「全く我々の見解に相応して、大臣通達 Ministerial-Rescript (一八七一年七月) は、県政府……」、賃借人が合理的かつ集約的に農業經營を行なう場合には、無および馬鈴薯だけではなく干し草および麦藁の売却を、單独で承認する権限を与えた。しかしながら我々は、賃貸人のために、この自由は

最後の「賃貸借年度に及ぶことは許されない」という意見である」と書う。本文の記述は Berger に依つてある。

(40) Preußen § 9 B 「賃借人は、草、干し草、二番刈りの牧草、クローバ、および他の飼料用草木、飼料用蕉、ならびに馬鈴薯およびアルコール工場又は澱粉工場において最後に残りかつ飼料に使われる残余物、やかにトシ、麦藁又は肥料を、県政府の同意なしに、各フーネルにつき 100 マルクの罰金を回避して、売却してはならず……」(Berger, S. 73)。Drechsler, a. a. O., S. 165 Anm. 3) は「プロイセンの契約は經營管理について賃借人をできる限り自由にさせん」と述べて、  
「Q.」の「」とから、賃借人が合理的かつ集約的に農業經營を行なう場合には、同意はほぼ常に与えられたのではないかと思われる。前注(39)の Blomeyer の記述が「ゆるい」とを推測するところがである。

(41) Berger, a. a. O., S. 73 Anm. 1). 賃借人は使用される人造肥料が十分な量であることを證明しなければならなかつた  
ようである(a. a. O.)。

(42) 「かなりの程度まで」という留保をつけたのは、地力維持が条件とされているからと、より、むしろ『プロイセン一般約定』では県政府の同意を要するとされてゐるからである。合理的農業を行なう限りで通常は同意が与えられたと推測されるが、同意を得ない売却の場合には違約金 Konventionalstrafe が課せられる(あるいは解約告知を受け得る〔§ 34〕)との論理が存在する以上、いまだ「農産物販売の自由」は確立していない、といわざるを得ないであろう。なお、高価な商品作物でありかつ地方収奪の著しい甜菜について、『プロイセン一般約定』第九条Cは、賃借地の外に所在する製糖工場への加工のための甜菜の販売を、特別の賃貸借契約における約定あるいは事前の賃借人の申請による県政府の決定 Fastsetzung にかかるしめてある。また第八条三項は、甜菜の栽培について、県政府の同意なしに同一の土地で六年間に二度をこえて栽培する」とを禁じ、また連作を禁止してある(Berger, a. a. O., S. 73f.)。

- (44) もなみに、BGB は A.L.R. といがいし、もはや肥料用素材の販売禁止を規定していない。」のことは、「土地所有」のドイツ農業の集約化への対応を見て取ることができる。BGB では、貸借人の正常な經營管理の義務は、同法五十九条（貸借人は通常の經營管理によって生じた状態で農業用不動産を返還すべき義務を負う）から間接的に明確になる。〔資料〕11回頁。
- (45) Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 164f. ついて地力収奪の著しい甜菜の栽培規制は存続するやあろう、本章注(42)参照。

- (46) 藤原・前掲書、川11頁。図11頁も参照。なお、モテック・前掲書、150頁は、「七〇年代初頭にそれ〔=休閑地〕はずでにしかなる意義を失っていた。一八七八年にはそれはプロイセンで、耕地・菜園地面積の八・九%以上は占めていた」とある。
- (47) Blomeyer, a. a. O., S. 207. Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 100.

- (48) Blomeyer, a. a. O., S. 208 Anm.\* によると、「土地改良 Meliorationen」 は「一般的に表現されているのは有蓋費 nützliche Verwendungen である。ナーベー、土地改良が意味すべからぬれば、農場の純収益を比較的長い歳月にわたって向上させるのすべてであり、当該費用が総収益を増大させるか絶賛を減少させるかはどうでもよ」とある、といふ。

- (49) Drechsler, a. a. O., S. 171. Preußen § 12B 「貸借地に貨質借開始の際に属していたか又は貸借期間のあいだに付加された……建物および他の設備および例外なしにすべての種類の施設……を、すべての付属物と共に、貸借人は、自己の費用でかつ償還請求するにいとなく……良好な状態に置き、そのような状態で維持し、かつ返却しなければならず、必要な

- (50) 場合には更新しなければなら……な」(Berger, S. 100)。また『アロイゼン一般約定』第一二条E(排水設備が新しく施工された場合に賃借人に設備の維持が全面的に義務づけられる旨の規定)も参照。これに(5)本章注(33)参照。
- (51) 当時において排水設備といふ場合、すでに土管による暗渠排水設備が問題であったと思われる(第二章注(37)参照)。とすれば、その修繕は、以前の石、柴束、板による排水設備とはちがつて、農場の材料でなし得る範囲を越えることも少なくなかつたであらう。したがつて、ALRによれば賃貸人の義務である修繕義務が、契約によつて賃借人に転化されていたに似む。Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 99.
- (52) Drehslter, a. a. O., S. 171.
- (53) Blomeyer, a. a. O., S. 99.
- (54) おひいきの Drehslter, a. a. O., S. 172f. せ、賃借人がすべての修繕費用を負担しなければならないという規定は不公平であつて、ある金額を確定しそれを超える場合は賃貸人が修繕を負担することを提案する。
- (55) Berger, a. a. O., S. 99f. Drehslter, a. a. O., S. 174 は『一般約定』第一二条を、「賃借人は設備を自らの費用で施工せねばならぬだら」と要約してゐる。
- (56) Berger, a. a. O., S. 100 Anm. 1).
- (57) Drehslter, a. a. O., S. 181.
- (58) Berger, a. a. O., S. 74 Anm. 1).
- (59) Drehslter, a. a. O., S. 176 は「排水設備の維続期間は限界なしである」ふたぶ、Blomeyer, a. a. O., S. 209 は「良好な管が用いられ、かゝ地ならしの際の労働および管の設置の際の労働が正常に遂行された排水設備は、二〇年いや三〇年以上持続するだらう」と指摘する。
- (60) Drehslter, a. a. O., S. 53f. によれば、当時の賃貸借契約では一二年の賃貸借期間が最も普及しており、アロイゼンの国有農場の賃貸借契約では一八年の期間がほとんど取り決められてゐる。Vgl. auch Blomeyer, a. a. O., S. 121.

(60) Drechsler, a. a. O., S. 174.

(61) Drechsler, a. a. O., S. 175. ①はハノーヴァー、②はフーテン、シャルベルクなどで行なわれて、た (a. a. O., Ann. I) u. 2)。

(62) Drechsler, a. a. O., S. 175f. よりや、設備費用が貸借人に漸次的に転化されかゝ利払いが義務づけられるいとは、利息の漸次償却定期支払分 Amortisationsquote (= Tilgungsquote) が改良効果の範囲内である限り、貸借人に不利だといえないであら。Vgl. Drechsler, a. a. O., S. 176ff. 一九世紀後半における利息と漸次償却定期支払分の動向は、Berger, a. a. O., S. 76f. よりと次のようであつた。すなわち、一八六八年五月五日の命令の段階では、必要な資本は5%の利息と3%の漸次償却定期支払分で貸し付けられたが、後者が過大であったのでほとんどの国有農場では排水設備が施工されないままになつていた。しかしその後一八七五年一月一四日の指令 Verfügung より、漸次償却定期支払分は1%に軽減された。ついで利率の引下げが問題となり、最終的には一八九〇年三月一六日の大臣布告 ministerieller Erlass によつて、一定の要件の下に通例は利率4%と確定された。それにそつこうするうえに、もう行なわれて、いる利率は1・5%に低下した、といふ。以上のような指摘から推測するば、ほぼ七五年以降、遅くとも一九世紀末には、土地改良費用の貸借人の転化と利払い義務はほぼ改良効果の範囲内にあつたとみなすことができるのではないか。なお Drechsler, a. a. O., S. 178 は、「たゞ貸借人の利得が高くなつとしても彼はやはり土地改良を行なうであらう。」ことに「暗渠排水設備により」從来じむじるしく耕作を困難にしていた灌渠が廃止されることの結果、経営管理費が著しく減少するからである」と指摘する。

(62 a) こゝでは、排水設備施工の実施段階におけるローレルと費用負担のあり方に注目して、地主が排水設備施工の実質的遂行主体=担い手であると表現した。しかしややく、貸借人の意願決定という要素を否定するつもりはない。「契約の自由」を前提としている以上、借地農の意思を無視してまで借地農に排水設備の施工を強制することはできなかつたと思われる。Berger, a. a. O., S. 76 は、前注で述べたように、一八六八年の命令の段階では「漸次償却定期支払分は過大に評価

## 19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（二）

されており、それで、ほとんどの国有農場では、収益の多い地方を除いて、排水設備はなお設けられないままになつて、「たゞ」の如きから、すでに当時においては、排水設備の施工を借地農に実施させようとする場合、地主はもはや経済外的強制によるものとはやらず、「契約の自由」を前提に借地農の「利潤」計算による意思決定を認めざるを得なかつた、といふことを読み取るにいふが、要するに、

(63) 地主としては、土地改良設備を借地農が自らの費用で良好に維持・保全するにこゝれ、大きな利益を見出していくのではなくらうか。といふのは、一般的には、地代収入の確保のために土地の収益能力を維持しておくることが必要だからであるが、やらない、借地農への漸次的な費用負担の転化＝償却が終了した後は地主がその改良効果を無償で取得することになるという、土地所有者のかかる利益を確保するためには、土地改良設備を長期間良好に維持していくことがどうしても必要である、と思われるからである。『ヘロイゼン一般約定』第一二一条Eは次のように規定する。「賃借地に排水設備が施工される場合、賃借人はこれを、県政府の裁量に基づき、これ〔＝排水設備〕が修繕によつて維持され得る限りは、全付属物と共に、自己の費用で良好な状態で維持しなければならず、賃貸借期間満了の際にそのような〔良好な〕状態で、補償請求権なし」と、略題しなければならないだ」(Berger, S. 74)。

(64) Vgl. Blomeyer, a. a. O., S. 105. 第一章第11節㊂㊆參照。

(65) Berger, a. a. O., S. 130.

(66) Drechsler, a. a. O., S. 241. 第一章第一節①③参照。

(67) Drechsler, a. a. O., S. 242.

(68) Drechsler, a. a. O., S. 244. ②は市場価格に基づいて困難なく決定され得るが、③、④は調査するのが困難であり、たゞれば契約や決定されるやうなあたりの価格に基づいて調査される。(a. a. O., S. 242ff.)

(69) Berger, a. a. O., S. 131.

(70) レンジは結局のところ、それが勞働が個別には補償されず、深耕などの補償によるカバーやれてくるとみなす、と

「へり」とあらう。耕耘などを含め、本文のようにして算出される耕作労働の賃料価値は、当然のことながら、必ずしも借人の労働を十分に補償するものとは限らない。しかし、論理の上では、すべての耕作労働が補償されでいい、といふことであらう。

(71) リヒャルト・肥料の貨幣価値は補償されていないように見える。しかるにリヒャルトは、當時まだ肥料の主要部分を自己経営の畜肥に依存していたとの反映と思われる。おそらく、そのような段階では、「当該農場で産出された肥料は当該農場内に帰されるべきである」という意識が生じるであらう。とするならば、一方で、麦藁や肥料などの譲渡を禁止しかつそれを備蓄の無償残置義務を課し、他方で、肥料を耕地へ運搬し散布する労働についてのみ補償すればそれで十分であると考えられていたのはなからうか。もうとも、自給肥料ではなく持続性の購入肥料について、その残存価値部分を補償する論理が「へり」には存在しない。その点で、借地農の投下資本の補償に不十分を認めることも可能であらう。

(72) かかる規制から我々は、新田昔地農の交替に際して新借地農にその年の十分な取種をあげさせ、したがってまた地代收入を確実なものとするべく、賃貸人=地主の意向を読み取るといふことであらう。

(73) Drexler, a. a. O., S. 244.

(74) 後継負借人=新借地農に良好な耕地属具を保証するための強制方策 *Zwangsmaßregel* として Drexler, a. a. O., S. 245f. 参照。

(75) Berger, a. a. O., S. 131.

(76) リヒャルトの強制的契機は、最終賃貸借年度における良好な耕作を確保し地代収入を確実ならしめるために負借人の投下労働・資本の回収を一定程度保障するものとして用意された耕地属具補償の、その補償方式の不備を賃貸人=地主の立場から補完するもの、と規定する「へり」があらう。その意味で、リヒャルト問題としている強制・義務だけは、たしかに借地農の経営への介入ではあるが (Drexler, a. a. O., S. 246)、基本的には、耕地属具の補償=「等価交換」の論理を前提とした上での地主側からの補完物、ふみだすりいふややまみい。

小 括

19世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（二）

これまで本稿では、ドイツにおける近代的土地位所有権の形成を農地賃貸借法とのかかわりで問うという観点から、一九世紀後半当時のプロイセンにおける農場の賃貸借を取り上げ、農地の地力維持ないし農場の維持・保全を目的として借地農の経営管理の自由を制限しようとする地主側の利害と、経済活動の自由および投下労働・資本の回収を要求する借地農側の利害との対立を、当時の法制（ALR）や契約がどのように規制していたかを明らかにしてきた。本稿を閉じるにあたり、これまでの論述特に第一、三章から明らかになる限りにおいて、当時の農地賃貸借法の特徴と歴史的性格について一應のまとめを行なつておきたい。<sup>(1)</sup>

(+) まず第一に特徴的と思われる点は、地主・借地農関係（内部関係）における地主の優越的な地位である。<sup>(2)</sup>

- (1) 契約期間中の借地農の耕地利用（農場産出物販売の問題を含む）については、ALRも当時の契約も地力維持を目的として借地農の経営管理の自由を大きく制限していた（経営方法の変更の規制や一定の農場産出物の販売禁止など）。もともと、こうした制限は一九世紀における農業集約化の過程で批判にさらされ、農場産出物の販売についていえば、一九世紀後半にはかなりの程度その自由が認められてきた。とはいっても、借地農はいまだ「土地所有」の制約（地力維持、販売許可の必要）を受けており、「農産物販売の自由」は確立していない。したがつてこの点からは、地力維持ないし農場の維持・保全という地主側の要請が「資本の自由」に優越していると言えよう。
- (2) 借地農の投下労働・資本の回収の問題についても地主の優越性が顕著である。

④ 借地農の費用償還請求権は、法制上は一定程度認められていたが（借地農の一定の自立性の承認）、当時の契約ではほとんどその放棄が規定されていた。<sup>(3)</sup> したがって、借地農が未償却の投下資本を回収し得るという法的論理は、ここには存在しない。むしろ、未償却投下資本の地主への無償帰属という論理をこそ認めることができるのであって、ここに地主の優越性を見て取ることができよう。また同時に注目されるのは、一九世紀後半のプロイセンの貸貸借契約において、土地改良投資の実質上の主体が地主であり借地農はそのコントロールに服するという仕組みがみられることがある（改良投資の自由の喪失。ALRでは一定の改良投資の自由が負借人に認められていた）。ここにも借地農の地主への従属性を見て取ることができよう。

⑤ 耕地属具については、ALRも当時の契約もそれなりに価値補償を論理としては認めていた。しかし共に不十分性を有していた。契約にあっては、最終貸借年度に、良好な収穫（→地主の地代収入の確保）のための条件整備を借地農に遂行させるため、耕地属具の補償方式の不備を地主の立場から補完するものとして、地主の借地農に対する強制的契機が認められていた。

⑥ なお譲渡・転貸については、ALRでは農場賃借人にある程度の自由が認められていたが、当時の契約では地代収入の確保と地力維持の要請から制限されていた。これも地主の優越性を示すものであろう。

⑦ しかし第二に、それにもかかわらず、一九世紀ドイツにおける農業集約化の中で、借地農の経営管理の自由特に「農場産出物販売の自由」がかなりの程度認められてきたこと、その限りで「資本の自由」が従来の「土地所有」の制約を一つ克服したこと、を確認しておきたい。

⑧ そして第三に注目すべきは、当時の契約が、地代収入確保・増大の要請から地主が自ら主導的に一九世紀ドイ

ツにおける農業集約化に対応していったという、地主側の対応のあり方を表現し媒介し得る内容を有していたことである。

一九世紀後半のプロイセンの契約では、農地の収益性を著しく高め地代収入の上昇をもたらすような比較的規模の大きな土地改良は、実質的には地主側に担われていた。ここに、より多くの地代収入を確保しようとして当時の農業生産力の発展に主導的に対応しようという、地主主導型の土地改良投資を見て取ることができる。また、前述した「農場產出物販売の自由」のかなりの程度の承認は、たしかに借地農の經營管理の自由の一つの拡大であるが、しかし、より高い地代を求める地主の農業集約化への対応と考えることもできる。さらに耕地属具の補償も、地主側の新旧借地農の交替期における地代収入確保の姿勢のあらわれであり、地主主導的な規制ということができよう。<sup>(4)</sup>

四 限られた範囲内の考察ではあるが、さしあたり以上のように当時の農地貸借法の特徴をとらえることができるとするならば、次の問題はそれを歴史的にどう理解するかである。現在のところは一応次のように考えておきたい。まず、当時の法制・契約における「地主の優越的地位」という特徴から、ただちに、当時の農地貸借法を「近代的」なもの（ないしは「半封建的」な寄生地主制の反映）と理解することはできないであろう。というのは、①一九世紀後半当時の農地貸借契約にあっては、既に、一九世紀初頭に始まるプロイセン「農民解放」の過程において社会一般的に形成・確立されてきた自由な「私的的土地所有権」<sup>(6)</sup>が、論理的にも歴史的にも前提とされているから、という理由だけではない。なんといっても、②一九世紀におけるドイツ農業の資本集約化に対応して、地力維持の要求の枠内で、借地農の經營管理の自由がかなりの程度認められてきたであろうことが注目される。③また借地農の投下労働・資本の回収の問題については、借地農が自ら土地改良を担い得るほどに資本蓄積をしておらず土地改良の重要な部分がむ

しろ地主によって実質的に担われていたという状況の下では、契約による費用償還請求権の否定にもかかわらず、借地農による費用支出のかなりの部分は貸借期間中に回収され得たであろうし、また耕地器具についても相当程度の価値補償がなされ得たと思われる。そして、④最後に強調しておきたい点は、当時の契約が、より多くの地代収入や利子収入を求める地主側の農業集約化への主導的対応を表現し媒介し得る内容を有していたことである（特に、実質上の地主による改良投資と借地農の資本償却義務および利払い義務という仕組み、農場産出物販売の自由制限の緩和、に注目したい）。このような、当時の契約に表現される地主側の対応のあり方は、すでに当時においては、地主が地代収入を確保しようとすると場合、もはや経済外的強制によるのではなく、貸借人の意思決定の自由を前提としつつ、当時の農業生産力水準の下で市場経済の論理に従わざるを得ない、ということを示しているように思われる<sup>(10)</sup>。とするならば、このような地主の対応のあり方を、我々は、「地主主導型の近代的対応」と呼ぶことができるのではないか。

さて、以上の諸点から、我々は、一九世紀後半の農地貸借法を、その「地主の優越的地位」という特徴にもかかわらず、十分に近代的性格を有するものと評することができよう。これが、本稿のさしあたりの結論である。しかしこれは、いまだ限られた範囲の考察に基づく仮説的なものにとどまっている。この仮説的な指摘を吟味するため、本稿でふれ得なかつた賃料や賃貸借期間の問題、さらには抵当制度とのかわりを検討し、また近代プロイセンにおける農地貸借（その実態と法形態）の歴史的变化の中に本稿が対象とした一九世紀後半の農地貸借法を位置づけること、これが我々の次の課題である。

## 注

(1) 貸料（貸借人の減免請求権、貸貸人の法定質権の問題を含む）や貸借期間にかかる問題を全く検討することなく、ま

た農地賃貸借（その実態と法形態）の歴史的展開を跡付けるという作業を行なつていい段階で、当時の農地賃貸借法についてその特徴と歴史的性格を云々することは、あるいは差し控えるべきであるかも知れない。また、国有農場の賃貸借契約を不当に一般化するという結果になるかも知れない。しかし、今後の課題設定の指向性をさぐるためにも、あえて覚え書きとしてここで論じておきたい。

(2) 他方、対第三者関係における賃借人の地位については、A.L.Rにおいて一定の安定性（「任意の売買は賃貸借を破らない」）が認められていたにもかかわらず、他方で「強制競売における取得は賃貸借を破る」とされたことが注目される。これは、賃借権の付着による抵当不動産の交換価値の低下を回避し資本による抵当不動産の価値把握を容易にしようとするものであろう。その意味で物的信用の保護・振興を図ったものであり、いわば「利用に対する信用の優位」を表現していると言いたい。しかし同時にこのことは、賃借人の犠牲において抵当不動産の交換価値を最大限に發揮させること、したがって債務者＝土地所有者の利益が賃借人の利益よりも優先させられていることを意味しよう（内田・前掲論文、一六六六頁参照）。そこで、このような借地権の地位の劣弱さを示す法的論理をどう評価すべきかが問題となる。これを「寄生地主的段階の反映」と理解することも、あるいは可能かもしれないが、まずは、一九世紀プロイセンにおける農業発展にとって「強制競売は賃貸借を破る」との原則がどのような機能を果たしたかを検討することが必要である。今後の課題としたい。（この原則が、例えば「自分で経営する目的で」農場を手に入れようと望む資本主義的ニンカーレによる農場取得を媒介するなど、農業なし土地への資本流入を媒介し、プロイセン農業の資本主義化に適合的な機能を果たすならば、そこに近代的性格を見て取ることが可能となろう。）

(3) また法制上認められていた収去権も、その行使が大きく制限されていたと推測されるが、今のところ全く推測の域を出ない。今後の課題とせざるを得ない。因に、『資料』六六頁によれば、B.G.B. (§517a Abs. 1 i. V. m. §581 Abs. 2) は賃借人に自ら賃借物に附加した設備を収去する権利を認めていたが、これが任意規定ゆえ、「用益賃貸借契約において用益賃借人の収去権が制限されたりもしくは全く排除されることが少なくない」とのことである。かくして今日のB.G.B.用益賃

貸借法改正『法律案』は、「用益貸借人の取去権を排除する旨の合意は、適正な補償条項が含まれてゐる場合にのみ有効である」と規定する（§591a）。一九世紀後半当時の契約も貸借人の取去権を排除してはいたのであるうか。

(4) もうとむ、耕地属具の補償そのものは農業集約化への対応として出てきたものではない。とはいへ、不十分さを持ちついも、集約化に対応し得る論理を有していたようと思われる（例えば、最終貸借年度に支出された購入肥料の費用は、論理の上では「現金の出費」として補償され得ると思われる）。

(5) こゝでは、当時の農地賃貸借法を「半封建的」なものとは言えないのではないか、という点に力点をおいている。従来、いわゆる「賃借権物権化論」＝「近代的土地位所有権論」の立場からは、近代大陸法の土地賃貸借法についてそれが「寄生地主的段階の反映」であるとの主張（水本浩『借地借家法の基礎理論』〔一粒社、昭和四一年〕一〇六頁）、特にドイツでは、「ソンカー地主」といわれてゐる領主的な地主層の下に定期借地農と「う弱い、小作人がおり」、「ドイツ民法典第一草案の賃借権は、」の賃貸借がモデルとなつていて、「（水本浩『土地問題と所有権』〔有斐閣、一九七三年〕五二頁）との指摘がなされていて」この立場によつて主として問題とされた点が賃借権の対抗力、譲渡・転貸の自由、存続期間等であつて、本稿で検討の対象とした地主と借地農の「内部関係」では必ずしもなかつたとはいへ、しかし一九世紀ドイツにおける農地賃貸借法が、その「地主優位の法構造」ないし「土地所有権の優越性」の故に、ただちに「前近代的」なものであると規定する」とは、疑問である。

(6) ハロイセンにおける自由な「私的土地位所有権」の社会一般的な確立の画期を、現在のところ、いわば從來の農民解放立法の総括上<sup>トトムシラク</sup>、「一八五〇年三月」一日の「物的負担の償却および領主=農民関係の調整に関する法律」Gesetz betreffend die Ablösung der Reallasten und die Regulierung der gutsherrlichen und bürgerlichen Verhältnisse (G. =S. S. 77) が成立・施行された段階と考へてよろ。むしろあたり、藤瀬・前掲書（第一部第一章）、山田成『近代土地位所有権の成立過程』（有信堂、昭和三四年）一一八頁、天野他編『マルクス主義法学座談④国家・法の歴史理論』（日本評議社、一九七八年）一四九頁云々、Norbert Habermann, Die preußische Gesetzgebung zur Herstellung eines frei verfügbaren

Grundeigentums, in: Wissenschaft und Kodifikation des Privatrechts im 19. Jahrhundert (hrsg. von Helmuth Coing und Walter Wilhelm), Bd. 3, 1976 参照。あくまでも「トロイツハ王國の王領地農民〔Domänenbauer〕の解放は、一八〇七年より始まる私的農民の解放までに大体完了したと見做される」(林健太郎『トロシア農業改革とヨンカーヨンガの発展』[昭和二十五年、日本評論社]一五頁)。藤瀬・前掲書、一一三一頁も参照。封建的な領主＝農民関係の解体、特に賦役労働の廃止が農場の賃貸借關係の歴史的性質だけに大きな意味をもつたのは、農場の賃貸借とともに、賃借人が隸属農民から賦役を徴収・利用して農場經營を行なう一八世紀段階の「総小作 Generalpacht」。すでに農民の賦役が廃止された段階での農場の賃貸借とは、その歴史的性質を異にすると思われるからである。Generalpacht については、大阪市立学民事法研究会・前掲「共同研究」七五六頁、沢村康『中欧諸国との土地制度及び土地政策』(改進社、昭和五年)三三二頁参照。Vgl. auch Raabe, a. a. O., S. 8.

(7) そもそも地代の源泉たる地力を維持すること、契約開始時の地力水準で土地の返還を求める以上は「等価交換」の要求たり得るものである(谷口・前掲書、三四頁参照)。アダム・スミスは、「純地代とは、……かれ〔地主〕が自分の領地をいためることなしに、直接の消費のために留保されるがれの資財のなかにいれることができるもの……を、内容とする」という(『国富論上』[河出書房、昭和四〇年]二四一頁)。とすれば、地主が地力維持を理由に借地農の經營管理の自由を制約することは、必ずしも前近代的な事柄であるとは限らないであろう。

(8) もうとも、このような推論が可能となるためには賃借権存続の安定性(第三者対抗力および存続期間の安定性・長期性)が保障されていなければならぬのである。賃貸借占有により賃借権が物権となることの結果、賃借権に対抗力が認められてきたことにつき、第二章第一節(1)参照。賃貸借の存続期間については別稿で論じたい。

(9) 本文で述べたような状況の下では、事実上、借地農の賃借不動産への投下労働・資本の回収は、かなりの程度可能だったのではないかと思われる。その限りで、「等価交換」の論理に適合していふと軽く得るであろう。しかし、もちろん法的論理としては、借地農による賃借不動産への投下資本は、たとえ未償却であっても、地主に無償で帰属し得る。借地農による

資本投下のあり方を考慮していく、費用償還請求権の否定が現実にどのような機能をはたしていたかが検討されなければならぬであろう。なお、今日のBGB用益貸借法改正『法律案』第五十九条が借地農による改良投資の回収に法的保障を与えるようとしていることにつき、『資料』三五頁、六四頁以下参照。

(9 a) 耕地器具の補償に伴なう強制的契機も、それを耕地器具の補償＝「等価交換」の論理を前提とした上で補償方式の不備

を地主の立場から補完するものと把握するならば、必ずしも前近代的なものとは言えないであらう。第三章注(76)参照。

(10) すなわち、地主がより多くの地代を取得しようとする場合、彼は基本的には、借地農との自由な契約を前提として、農業生産性を高め純収益（土地の粗収益から費用を控除した部分）を増大させるという方向を、より具体的には、土地改良を促進し、借地農の経営の集約度を高め、借地農に合理的な作付編成を許すことにより収量を増大させるという方向を追求せざるを得ず、つまりは借地農の意思決定の自由を媒介として資本の農業への流入を促進するという対応をとらざるを得ず、ものはや經濟外的強制によることはできなかつたと思われる。とするならば、このような地主の対応は、資本主義的進化に適合的な対応という意味で、「近代的」と表現し得るであらう。

〔付記〕脱稿後 Dresdner, Bd. II. を入手し、それに収録されていゝ一八六二年の『プロイセン一般約定』を参照し得た。その結果、この六二年の約定と本稿で紹介した約定 (Lenger, a. a. O. が引用しているもの。一八九〇年の約定と思われる) には必ずしも同一内容でないことが判明した（例えば第二章注(42)で述べた第八条三項や第九条C、同章注(63)で引用した第一二一条Eは六二年の約定には存在しない）。ゆゑに、これまで脱稿後入手した E. Krause, Die Pachtbedingungen der Königlich Preußischen Domänen, 1908 に収録されてゐる一九〇〇年の約定は、BGB施行との関係もおいて大きく改訂されたものになつてゐる。今のところ、本稿の論旨を変更する必要を感じてはないが、いずれにせよ、『一般約定』が一九世紀中葉から一〇世紀初頭にかけていかに変化していったのかは、今後の課題としたい。